

第 6 章 危険物等災害対策計画

第1節

危険物等災害予防対策

【本庁】危機管理部、保健福祉部、生活環境部、都市建設部、消防本部

【関係機関】

- ・ 県警察本部（いわき中央、東、南警察署）
- ・ 危険物等取扱事業者
- ・ (一社) いわき市医師会、(一社) いわき市歯科医師会、(一社) いわき市病院協議会、(一社) いわき市薬剤師会

1 計画の目的

危険物及び高圧ガスの漏えい、流出、火災、爆発や毒劇物の飛散、漏えい、流出等による多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合の危険物等災害を予防し、被害の拡大防止または軽減を図るための対策について定めるものとする。

なお、海上への危険物等の排出等による災害対策については、本編第2章 海上災害対策計画により、放射性物質の大量放出による災害対策については、原子力災害対策編により、また、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく石油コンビナート等特別防災区域に係る防災に関しては、福島県石油コンビナート等防災計画に定めるところによる。

2 予防対策

(1) 危険物等の定義

① 危険物

消防法第2条第7項に規定されているものとする。

② 高圧ガス

高圧ガス保安法第2条に規定されているものとする。

③ 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法第2条に規定されているものとする。

④ 火薬類

火薬類取締法第2条に規定されているものとする。

(2) 危険物等施設の安全性の確保

① 市の役割

ア 危険物施設を消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持させるため、予防査察指導の強化を図る。

イ 危険物取扱事業所に対し、隣接する危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進して、効率の高い保安体制の確立を図るよう指導するとともに、具体的な自然災害想定のもとに実践的な防災訓練等の実施について指導する。

② 事業者の役割

危険物等取扱事業者は、危険物施設の自主検査と安全性の評価を行い、関係機関と連携した保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講じるとともに、自衛消防組織の育成、事業所間相互の応援協力体制の確立、保安教育及び訓練の徹底によるヒューマンエラーの防止等災害の未然防止を図る。

ア 危険物

危険物取扱事業者は、消防法の定める設備基準や保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備、危険物取扱者制度の効果的運用等により、自主保安体制の確立を図る。

イ 高圧ガス

高圧ガス取扱事業者は、高圧ガス保安法の定める設備基準や保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、防災訓練の実施、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図る。

ウ 毒物・劇物

毒物・劇物取扱事業所は、毒物及び劇物取締法の定める設備基準や保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図る。

エ 火薬類

火薬類取扱事業者は、火薬類取締法の定める設備基準や保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、火薬類取扱保安責任者及び従事者に対する手帳制度に基づく再教育講習や保安教育講習の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図る。

(3) 連携体制の強化

ア 県または市は、危険物等災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村等との応援協力体制の整備を図る。

イ 県または市は、災害時応援協定に基づき迅速な対応が行われるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じて災害対応業務に習熟しておく。

(4) 防災情報通信網等の整備

市は、迅速かつ的確に災害情報等を周辺地域の住民や防災関係者等に周知するため、防災行政無線（同報系、移動系）、衛星携帯電話、防災メール、緊急速報メールなど特性の違う複数の手段の情報伝達手段の導入、整備を図る。

① 市防災行政無線施設の整備

沿岸地域における危険物等災害の情報や避難指示等の内容を住民等に迅速かつ的確に周知または伝達するため、屋外拡声子局の整備を行うほか、各防災関係機関や公共施設には戸別受信機を、また自主防災組織の代表や民生委員には防災ラジオを貸与する。

② 移動系無線の整備

災害対策本部と災害現場や各避難所等との双方向通信手段を確保し、被害や避難状況などの情報を迅速かつ的確に収集、伝達するため、移動系防災行政無線を整備する。

③ 衛星携帯電話の整備

災害対策本部と防災関係機関等との双方向通信手段を確保するため、衛星携帯電話を整備する。

④ 携帯電話のメール機能の活用

危険物等災害の発生や避難指示等の発令情報を市民等に迅速に周知または伝達するため、携帯電話の緊急速報メール（エリアメール）機能や防災メールにより配信する。

⑤ FMいわきへの緊急割込み放送の実施

（株）いわきコミュニティ放送との協定に基づき、危険物等災害の発生に伴う避難指示等の緊急情報について、FMいわきへ緊急割込み放送を行う体制を整備する。

⑥ 停電対策

商用電源停電時も通信設備に支障の無いように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等を整備する。

(5) 救助・救援及び医療救護体制の整備

市及び防災関係機関は、危険物等災害により多数の負傷者が発生した場合を想定し、救急・救助体制及び医療救護体制を整備し、被害の軽減を図るために必要な措置を講じる。

① 医療関係団体等の役割

医療機関及び医療関係団体等は、県、市、他の医療機関及び医療関係団体等と連携して、大規模災害時における円滑な傷病者の受入や医療従事者の確保対策に努めるほか、医療器材や医薬品の確保に努める。

② 県の役割

- ア 救急医療連絡体制の確立（災害拠点病院の指定等）
- イ 救急救命士の救命技術の高度化
- ウ 緊急消防援助隊の受援体制の整備
- エ 医療器材等の供給に係る協定締結
- オ 福島県消防防災ヘリコプターの運用に係る連絡体制等の確立

③ 防災関係機関の役割

医療救護活動を迅速かつ的確に行うため、市、医療機関や市医師会等医療関係団体等が連携できるよう、平時から情報の共有を図り、協力体制の確立に努める。

④ 市の役割

ア 同時多発火災や危険物等の漏えいを想定した救出体制を検討しておく。

イ 迅速かつ適切な救急・救助活動を実施するため、地域で活動中の消防団員と消防本部が直接連絡できる通信を確保するとともに、連絡体制を整備する。

ウ 医療機関との連携体制

多数の負傷者が発生した場合の救急搬送を、迅速かつ的確に行うため、市医師会や市病院協議会等との連携により、各医療機関における医師及び看護師等の緊急招集体制を整備し、救急搬送者の受入体制を確保する。

エ 医療器材等の供給支援体制の確保

日本赤十字社福島県支部、市医師会等医療関係団体、関係業者等と連携し、医療器材等の供給支援体制の整備を図る。

オ 広域消防相互応援の要請及び受援

消防本部は、県内広域消防相互応援協定及び近隣消防本部との相互応援協定等に基づく応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理及び指揮が行うことができるよう体制を整備する。

カ 緊急消防援助隊の要請及び受援

消防本部は、いわき市緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行うことができるよう体制を整備する。

(6) 危険物等の大量排出時における防除活動

危険物等取扱事業者及び消防本部は、危険物等が河川等への大量排出時に適格な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備に努める。

(7) 防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、危険物等災害を想定した実践的な防災訓練の実施に努める。

(8) 防災知識の普及啓発

県及び市は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民等に対して危険物等災害に対する知識の普及・啓発に努める。

第2節

危険物等災害応急対策

【災対本部】 災対統括部、災対総合政策部、災対生活環境部、災対消防本部

【地区本部】 総務班、避難所班、消防班

【関係機関】

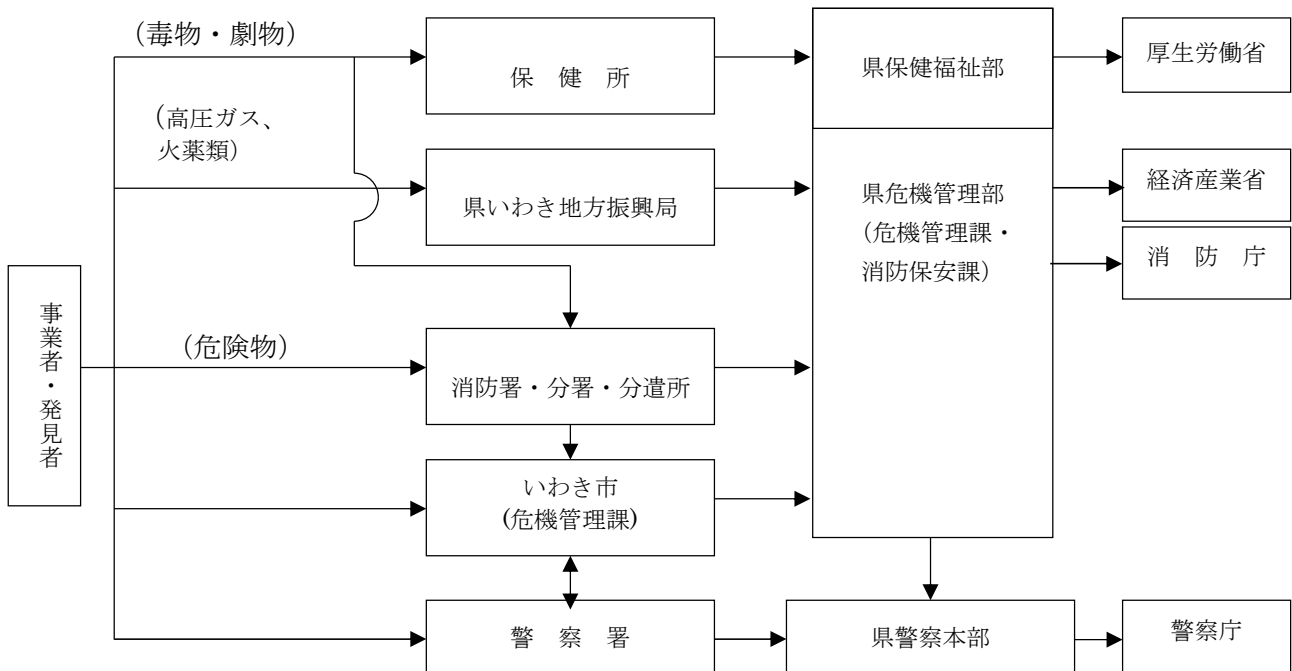
- ・ 国（福島海上保安部、小名浜港湾事務所、磐城国道事務所）、自衛隊
- ・ 県（危機管理部、保健福祉部、いわき地方振興局、小名浜港湾建設事務所、水産海洋研究センター）、県警察本部（いわき中央・東・南警察署）
- ・ 県沿岸排出油防除協議会
- ・ 危険物等取扱事業所
- ・ （一社）いわき市医師会、（一社）いわき市歯科医師会、（一社）いわき市病院協議会、（一社）いわき市薬剤師会

1 災害情報の収集伝達

(1) 災害情報の収集

ア 危険物等災害対応に係る関係者相互の情報伝達系統については、以下の図による。

【危険物等災害情報伝達系統】



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達ルートを示すものであるため、関係機関は応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

- イ 地区本部は、発災初動期における被害情報を集約し、災対統括部に報告する。
- ウ 災対統括部は、災害対策本部で被害状況が十分把握できない場合であっても、ただちに第一報を別表1「消防庁への火災・災害等即報基準」(P18 参照)に準じ、いわき地方振興局を通じて県(危機管理課・消防保安課)へ報告する。また、別表2「消防庁への直接即報基準」(P20 参照)に該当する火災・災害等を覚知したときは、第一報を県(危機管理課・消防保安課)に対してだけでなく、総務省消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後も引き続き報告を行う。
- エ 消防本部は、初動時に火災が多発あるいは多数の死傷者が発生した場合、その状況をただちに総務省消防庁及び県(危機管理課・消防保安課)に報告する。
- オ 災対統括部は、避難所を開設したとき、あるいは自主的に避難所が開設されたときは、避難者数、避難所の状況などの情報を収集する。

(2) 災害情報の伝達

市は、災害関連情報等を集約し、防災関係機関、報道機関、ライフライン・公共交通機関に逐次周知する。

市民に対しては、次の方法により、それぞれのニーズに対応した効果的な情報伝達に努める。

- ア 防災行政無線(屋外拡声子局、戸別受信機)による情報伝達
- イ 防災行政無線電話応答サービスによる情報伝達
- ウ テレビのデータ放送(Lアラートの活用)
- エ ラジオ(FMいわきへの緊急割込み放送など)
- オ 被災地から全国へ情報発信できるホームページの活用
- カ 携帯メール(緊急速報メールや防災メール)による情報伝達
- キ SNSを活用した情報発信

2 活動体制の確立

(1) 危険物取扱事業者の活動体制

発災後すみやかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立など必要な体制をとり、自衛消防組織等による初期消火、周辺住民の避難支援、延焼防止活動、危険物等の流出防止活動など災害の拡大防止のために必要な措置を講じる。

(2) 県の活動体制

- ア 災害の状況に応じて、情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、事前配備体制、警戒配備、特別警戒配備へ移行し、職員の動員配備を行うなど必要な措置を講じる。
- イ 災害の規模または被害の状況等から、必要があると認める場合は、災害対策本部及び現地災害対策本部を設置する。

(3) 市の活動体制

① 災害対策本部・地区本部の設置

ア 設置基準

市長は、市の地域で危険物等災害が発生し、必要と認めるときは、災対法第23条の2に基づく災害対策本部を、また危険物等災害が発生した地域を管轄する支所には災害対策地区本部を設置する。

職員の配備体制と配備内容は、以下のとおりとする。ただし、災害の特殊性を考慮し、本部長の指示により配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

		配備内容		
		配備時期	参集職員	災害対策本部
配備体制	警戒体制	危険物等災害発生時の連絡を受けたとき	危機管理部長 危機管理部次長 危機管理課長 部等非常連絡員（総合政策部、総務部、保健福祉部、こどもみらい部、生活環境部、土木部、教育委員会、消防本部） 危機管理部（危機管理課、災害対策課） 総合政策部（広報広聴課） その他各部長が指名する者 災害対策地区本部（総務班）	各部各支所の連絡を密にし、災害対策本部第1配備体制に円滑に移行できる体制とする。
	第1配備体制	危険物等災害に伴い、避難指示を発令したとき	（上記に加え） 市長 副市長 総務部長 保健福祉部長 こどもみらい部長 生活環境部長 土木部長 教育部長 危機管理課、災害対策課の全職員 各部長が指名する者 地区本部長・副本部長及び各班長並びに避難所班員	危険物等災害の規模により、必要があれば地震・津波に係る災害対策本部の第2、第3配備体制に準じて災害対応に必要な職員を参集する。

※ 災害対策地区本部については、危険物等災害が発生した地域を管轄する地区に限る。

イ 職員の参集時期

a 警戒体制については、危険物等災害発生時の連絡を受けたとき

b 第1配備体制については、市長が必要と判断したとき

ウ 災害対策本部等の設置場所

a 災対本部は、市役所本庁舎に設置する。

b 本部長は、必要と認めるときは、現地対策本部を設置するものとし、副本部長の中から本部長が指名するものが現地対策本部長の任務にあたる。

c 地区本部は、本庁舎または文化センター（平地区本部）若しくは各支所庁舎に設置する。

エ 廃止基準

市長は、災害復旧対策が概ね完了したと認められたときは、災対本部、現地対策本部及び地区本部を解散する。

オ 設置及び廃止の通知

市長は、災対本部、現地対策本部及び地区本部を設置し、または廃止したときは、県知事、防災会議構成機関及びその他関係機関にその旨を通知する。

カ 指揮命令の順位

災害対策を実施する上で、指揮命令権者（本部長：市長）が不在の場合は、次の順位により指揮命令を確立する。

第1順位 副市長（危機管理部担当）

第2順位 副市長

第3順位 代表監査委員

第4順位 教育長

第5順位 危機管理部長

キ 災害対策地区本部

地区本部長は、災害対策を実施する上で、緊急事態等で災害対策本部に連絡するいとまがないとき、あるいはできない場合は、自らの判断により応急対策を実施する。

地区本部長が不在の場合は、副本部長となる支所次長または消防署長等が指揮命令を行う。

ク 緊急時の措置

緊急に災害対策を実施しなければならない場合において、指揮命令権者の指示を受けられないとき、またはそのいとまがないときは、当該現場における最上席の職員の判断により実施し、事後、指揮命令権者に報告するものとする。

② 避難所の開設

市長は、災害の状況に応じて、施設管理者、自主防災組織等と協働で避難所の開設を行う。避難所に配備する職員は、本部長または地区本部長があらかじめ指示する職員とし、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所の開設、避難者の収容、負傷者の救護及び地区の被害状況の調査を行う。

③ 相互応援協力

市長は、市の消防力では十分な応急措置の実施が困難と判断したときは、応援協定締結自治体に対し応援を要請する。

④ 自衛隊の災害派遣要請

市長は、人命救助及び被害の拡大を防止するために必要があると判断したときは、いわき地方振興局を經由して知事に自衛隊の派遣要請をするよう求める。

3 災害の拡大防止

(1) 危険物等取扱事業者の措置

災害発生時において消防本部、県警察本部等との連携を密にし、以下の応急措置を講じる。

- ア 自衛消防組織等による初期消火や危険物等の流出防止措置の実施
- イ 危険物等施設の緊急停止と応急点検
- ウ 危険物等施設の損傷箇所等の補修、危険物等の除去
- エ 周辺地域住民に対する広報及び避難誘導

(2) 市の措置

- ア 危険物等施設の被害状況を把握し、危険物等取扱事業者等と連携して危険物等の流出・拡散防止及び除去等を行い、被害の拡大防止を図る。
- イ 危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、警察署等と連携を図りながら、避難の指示を行う。
- ウ 必要に応じて環境モニタリングを実施し、その結果を市民に公表するとともに、関係機関等に通報して必要な対策が講じられるよう要請する。

4 検索、救助・救急及び医療救護活動

(1) 県、県警察本部

- ア 市長から要請があったときは、消防防災ヘリコプターやドクターヘリによる検索、救助、消火、偵察等を実施する。
- イ 県警察本部は、海上保安部や消防本部等と連携し、救出救助活動を行うほか、災害の拡大防止及び交通の確保のため、住民等の避難誘導、交通規制など必要な措置を講じる。
- ウ 市長から要請があったときは、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

(2) 市

① 検索、救助・救急及び医療救護活動

災対消防本部は、県警察本部等と連携を図りながら、保有する資機材を活用して負傷者の救助を行う。

② 消火活動

災対消防本部は、火災発生の連絡を受けたときは、すみやかに火災の状況を把握して迅速に消火活動を行う。

5 交通規制措置

- ア 県警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、必要な措置を講じる。
- イ 県公安委員会は、災害応急対策を行うため緊急の必要があると認めるときは、現場周辺道路の管理者に対し、災対法第76条の7各項に基づく措置を講じるよう要請する。

6 危険物等の大量排出に対する応急措置

危険物等が大量に排出され、またはそのおそれがあるとき、消防本部、県警察本部、危険物等取扱事業者は相互に協力して、ただちに防除活動、住民等の避難誘導活動を行い、二次災害の防止に努める。

7 災害広報

市（災対総合政策部広報広聴班）は、県や関係機関等と連携し、危険物等災害の発生状況、避難の必要性、周辺道路等の交通規制、火器使用の制限または禁止等の危険防止措置の内容などきめ細かな情報を防災行政無線、テレビ（Lアラートを活用したデータ放送を含む。）、ラジオ（FMいわきの緊急割込み放送を含む。）、ホームページ、防災メール、SNS等の多様な手段を活用して伝達を行う。

